

○和歌山市文化表彰規程

昭和57年10月25日

訓令第3号

改正 平成22年7月1日訓令第4号

平成24年6月15日訓令第10号

平成25年3月26日訓令第1号

(趣旨)

第1条 本市文化の向上発展に特に顕著な功績のある個人又は団体に対し、この規程の定めるところにより表彰を行うものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化賞
- (2) 文化功労賞
- (3) 文化奨励賞

2 文化賞は、文化の向上発展に特に顕著な業績を残したと認められるものに贈る。

3 文化功労賞は、文化の向上発展に貢献し、その功労が特に顕著であるものに贈る。

4 文化奨励賞は、優れた文化の創造又は普及活動を続け、市民の文化向上に寄与しているものに贈る。

(表彰)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 文化賞 表彰状及び文化章(団体に贈る場合にあつては、盾)並びに副賞を授与する。
- (2) 文化功労賞 表彰状及び文化功労章(団体に贈る場合にあつては、盾)並びに副賞を授与する。
- (3) 文化奨励賞 表彰状及び文化奨励章(団体に贈る場合にあつては、盾)並びに副賞を授与する。

2 表彰は、毎年1回行うものとする。ただし、該当する者がいない場合は、この限りでない。

3 表彰を受けるべき者(以下「被表彰者」という。)が表彰前に死亡したときは、遺族に贈るものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、和歌山市文化表彰選考委員会条例(平成25年条例第61号)第1条に規定する和歌山市文化表彰選考委員会(次条において「委員会」という。)の選考を経て市長が決定する。

(候補者及び候補団体の推薦)

第5条 委員会の委員以外の者は、市長に対し、表彰に値する顕著な功績のある個人又は団体を

推薦することができる。

- 2 前項の規定による推薦は、その理由を記した和歌山市文化表彰推薦書（別記様式）により行うものとする。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年7月1日）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。



(裏面)

8 業績

9 略歴、主な表彰歴等

10 著書、作品等

11 推薦理由

12 特記事項